

改定日：平成30年4月1日

平成30年度 委託研究契約様式 改定事項リスト

<SICORP(CONCERT-Japan、e-ASIA共同研究プログラム含む)・J-RAPID・日本－台湾研究交流・ベルモントフォーラム>(企業等)

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通	経理様式 19	—	「委託研究実績報告書」および「収支簿」事前 チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・No9: 費目間流用(前事業年度) 企業等の複数年契約化に伴い、大学等と共通化 ・N019: 直接経費への計上が適切ではない例示 「特許関連経費」を直接経費から支出することが認められている事業及び研究タイプについては事前申請の上承認が必要な旨を追記 「学会年会費」について、FAQ4004参照の旨を追記(例外の取扱いあり)
2	企業等	経理様式 9～14- ②	—	固定資産(物品)に係る報告/申請のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理説明書リンク先ページの更新 ・平成28年度以前に研究機関が委託研究のために直接経費により取得した物品等に係る所有権の帰属に変更はない旨を追記
3	共通	知財様式 1	—	知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・本通知に係る特許関連経費を直接経費をした旨の設問を追加 (※)特許関連経費を直接経費から支出することが認められている事業及び研究タイプのみ回答 ・(注12)として、共同出願の場合は、出願人毎に提出する旨を追記。
4	共通	知財様式 4	—	専用実施権等設定・移転承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・専用実施権等の設定を受ける者に、委託研究契約書知財条項第2条から第7条の規定を遵守させることを約定させる旨を明示。(様式3「知的財産権移転承認申請書」も微修正の上、平仄を合わせる)

※上記の他、アラートメッセージ等の修正があります。